

重要事項説明書

(指定居宅介護支援サービス)

指定居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 豊徳会
事業者の所在地	美祢市秋芳町青景1873番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 椎木誠二
電話番号	(0837)65-2244
FAX番号	(0837)65-2245

2 ご利用の事業所

指定サービス種別	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	在宅介護支援センター青景園
事業所の所在地	美祢市秋芳町青景1873番地
管理者の氏名	石田弥生
電話番号	(0837)65-2265
FAX番号	(0837)65-2268
指定事業所番号	3577900016

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。
運営の方針	1. 事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
	2. 事業は、利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適正な医療サービス及び介護・福祉サービスが多様な事業者から総合的、かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
	3. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。事業所の選択にあたっては、複数の事業所の特色等を懇切・丁寧に説明し、利用者が自由に選択できるよう、かつ、居宅サービス事業者等を居宅計画書に位置づけた理由を求めめる事が出来る旨を説明する。
	4. 事業の実施にあたっては、関係市町村・医療機関・包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等と綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 指定居宅介護支援の提供方法及び内容

(a)利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して課題分析(アセスメント)を実施する。
(b)居宅サービス計画の原案を作成する。
(c)居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス担当者等との会議(サービス担当者会議)を開催する。但し、サービス担当者等との会議の実施は新型コロナ感染予防対策等を含めて照会への変更有。
(d)居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の文書同意を得る。
(e)居宅サービス計画を利用者と担当者に交付する。(医療サービスの利用を希望している利用者について主治の医師等の意見を求め、居宅サービス計画を作成した場合は、主治医等にも交付する。)
(f)居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業所等から個別援助計画の提出を求める。
(g)少なくとも毎月1回利用者の居宅を訪問して、ケアプランの実施状況の把握(モニタリング)を実施し、その結果を記録する。
(h)主治医もしくは歯科医師又は薬剤師への利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に関わる情報提供
(i)厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置づけた場合の居宅サービス計画の届出
(j) 給付管理
(k) 要介護認定の協力・援助
(m) 介護保険施設の紹介
(n) お客様からの相談の対応

5 職員の職種・人数及び職務内容

従業員の職種	員数	区分				常勤換算人員	職務内容	保有資格の内容
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務		管理者…業務及び運営管理	准看護師(1名)
管理者	1	0	1			1	介護支援専門員…相談業務及び居宅サービス計画作成や必要な支援	介護福祉士(4名)
介護支援専門員(主任ケアマネ4名含む)	5	3	1	0.9	0	4.9		

6 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休

7 営業日

営業日	月～日 (12月29日～1月3日は休み)
営業時間	8:30～17:30 ※但し、24時間常時連絡が出来る体制を整備している

8 事業の実施地域

実施地域	美祢市内	※他の事由により必要と認められる場合は、これを妨げられるものではない。
------	------	-------------------------------------

9 事故・緊急時の対応

相談面接の訪問において、当方の過失により事故等が発生した場合には、次の措置を講じます。

1. 家族及び必要に応じて、各関係機関等への速やかな連絡
2. 賠償すべき事故にあつては、保険の活用等による誠意をもった対応
3. 事故発生原因を究明しての再発防止に向けた対策

10 相談窓口・苦情対応

当施設 お客様相談コーナー 各事業所の相談担当の他、当事業所でもお客様相談コーナーを設けております。ご遠慮なくお申し出下さい。	所在地： 美祢市秋芳町青景1873 電話番号： (0837)65-2265 FAX番号： (0837)65-2268 利用時間： 8:30～17:30 但し、12月29日～1月3日除く 対応者： 石田弥生
美祢東地域包括支援センター	所在地： 美祢市秋芳町秋吉5243-3 電話番号： (0837)62-0155 FAX番号： (0837)62-0337 利用時間： 8:30～17:30 (月～土) 但し、12月29日～1月3日除く
美祢市市民福祉部 高齢福祉課介護保険班	所在地： 美祢市大嶺町東分326-1 電話番号： (0837)52-5229 FAX番号： (0837)52-1490 利用時間： 8:30～17:15 (月～金)
美祢市秋芳総合支所総合窓口課総合窓口班	所在地： 美祢市秋芳町秋吉5335-1 電話番号： (0837)62-1905 FAX番号： (0837)62-1502 利用時間： 8:30～17:15 (月～金)
山口県国保団体連合会	所在地： 山口市朝田1920-7 電話番号： (083)995-1010 FAX番号： (083)934-3665 利用時間： 9:00～17:00 (月～金)

11 公正中立なケアマネジメントの確保

1. 居宅サービス計画書の作成にあたり複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事ができます。
2. 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。

12 個人情報の利用

居宅サービス計画書の作成等にあたり、第三者に対して個人情報を必要な範囲で提供すること、及び当該第三者が提供の趣旨に従った目的で当該個人情報を利用します。

(個人情報に関する基本指針及び取扱いについては別紙参照)

13 利用料について別紙①参照

14 ハラスメント対策について 別紙②参照

事業者は職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメントの防止に取り組みます。

15 業務継続計画(BCP)の策定について 別紙②参照

感染症や非常災害の発生において、利用者に必要な介護サービスを継続的に提供するため、及び事業の早期再開を図るための業務継続計画を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

16 感染症の予防、及び蔓延防止について 別紙②参照

事業所において、感染症の発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

17 虐待の防止について 別紙②参照

事業者は利用者等の人権擁護、虐待の防止のための必要な措置を講じます。

18 ①担当の職員

職員は、常に身分証明証を携帯していますので、いつでも、その提示をお求め下さい。

②担当職員の変更

あなたは、いつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。当事業者は、担当の職員が退職や配置換え等、正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得対応します。